第58回広島県公共工事入札監視委員会議事録(概要)

開催日	平成 29 年 10 月 19 日 (木) 14 時 00 分から 15 時 45 分まで
場所	自治会館会議棟3階 301 会議室
出 席 委 員	河合委員(委員長),岡﨑委員,鳥谷部委員,松本委員
議題	(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (2) 抽出事案について ①一級河川 太田川水系 猿猴川 高潮対策工事(仁保3-1工区) 【西部建設事務所】 ②一般国道 191号 道路災害防除工事 【西部建設事務所安芸太田支所】 ③広島市安佐南区大町東2丁目ほか道路標識(反射式)改修工事 【警察本部施設課】 ④空気調和器ACU-7熱交換器,加湿器,架台更新工事 【県立安芸津病院】
審議対象期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又 は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821 (ダイヤルイン)

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- ○平成29年度の入札契約制度の改正について概要説明。
- ○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	73件
指名競争入札	3 2 件
随意契約	16件
合計	121件

- ○指名除外の件数は11件, 低入札価格調査を行った件数は11件。
- ○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問	回答	
○指名除外になった事案で、該当事項が「契約不成立」となっているものがあるが、これはどういう状況なのか。	○誤って低い金額で入札をしてしまい, 結果として契約を辞退するということとなった。地域維持業務については, 低入札価格制度や最低制限価格制度を導入しておらず, 誤って桁違いで入札されても, 落札決定をすることとなり, そこで契約しないとなると契約不成立で指名除外の措置を取ることとなる。	
○誤って入札した業者に対して注意等するのか。	○なぜ契約を辞退することとなったか理由を問うことはある。	
○このような場合,次順位のものと契約をすることはないのか。	○落札決定をして落札者が特定されてしまっているので、そこで一連の入札事務は終了したこととなる。採算度外視で契約するのであれば別であるが、そうでなければ契約辞退となる。	
○事前にチェックするというようなことは出来ないのか。	○開札をしてみないと分からないことなので不可能である。	
○随意契約の事案のうち、緊急点検の結果、工事をしているものがあるが、全ての緊急点検箇所について、緊急の必要があるからということで随意契約により工事をすることはないと考えるが、どのような整理なのか。	○遊具に関して事故が発生したことから、全般的に緊急点検を実施し、緊急性が高いと判断されたため緊急修繕することとなった。遊具そのものは、特殊な加工をしているものもあることから、製作者でないと修繕が出来ないため、点検もしている当該業者と随意契約をした。	
○修繕することが可能な業者が限定されるのであれば、随意契約の理由が違うのではないか。契約の性質又は目的が競争入札に適さないときに該当するのではないか。	○緊急点検の結果,緊急性が高いと判断されたことから,その理由をメインとした。その中で,製作業者であれば作業が早いため,当該業者を選定した。	
○緊急点検の結果が出てくることに期限はあるのか。	○昨年度の終わりに事故があり、今年度の春までということで点検を終えて予算化している。	
	【農林整備管理課長/建設産業課長】	

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 一級河川 太田川水系 猿猴川 高潮対策工事(仁保 3 - 1 工区)

意見・質問

回答

- ○入札価格は同額であることから価格の面では競争原理が働いていない。総合評価が決め手となっているようなので、その概要について説明して欲しい。
- ○入札価格が同額であるが、すでに公表されている予定価格を算出するために必要な資料を見て 分析した結果だと思うが、それが同じであった ということか。
- ○工事費内訳書を見ると,トータル金額は同じで も内訳の金額は業者間で違いがあるが,これに ついては関係ないのか。
- ○入札参加資格者の状況を確認する資料で,過去 15年間の公共工事の実績がない者があるが,こ れは,同種工事の実績がないということか。
- ○同種工事の実績はないといけないのか。

- ○総合評価の評価値が低い業者については価格を 下げるということで対抗出来るので、価格の面 でも競争は可能であるが、結果として、今回の 事案では、それをしなかったというだけである。 技術提案の項目で差がついた。細かいところで 言えば配置予定技術者の工事成績点や優良技術 者表彰の項目で僅かではあるが差がついてい る。
- ○予定価格は事前に公表し、調査基準価格については算定式、積算の根拠となる数量や単価は公表しているため、自ら計算すれば出てくる数字である。
- ○業者によって強いところ,弱いところがあるので,バラつきは出てくると思う。
- ○そうである。潮の満ち引きがある箇所での河川 工事や港湾等の工事の実績がないということで ある。
- ○同一の業種で、同一の格付けの業者であったとしても、橋梁のメーカーであったり、法面の業者であったりするので、当該工事を発注する上で、同種実績のない業者は対象としていない。

【西部建設事務所長】

抽出事案 2 一般国道 191号 道路災害防除工事

意見 質問

回答

- ○入札価格は同額で技術評価の点数も開きがない中,くじで落札者が決定されるというのは疑問に思う。技術的な部分で差をつけることは無理なのか。
- ○企業の施工能力の項目でみると,工事成績の3 年平均は6点が満点か。

- ○差がつくような制度にすることは出来ないの か。
- ○その土地のことをよく知っているというような 要素で加点するとかはどうか。
- ○技術的にも差がない,入札価格の面でも差がないとなった時に,工事費内訳書を見ると,入札額全体に対する工事原価の率と経費の部分となる一般管理費の率について業者間で大きな開きがある場合,工事原価の割合が高い方が現場に力を注いでもらえるのではないかという考え方を参考にしてもよいかと思うが。
- ○工事原価が高ければよいというものでもないと 思われるが、せっかく内訳書を提出してもらう のだから、そこも判断基準の1つとしても良い のではないか。
- ○工事費内訳書は、最終的に実際にかかった経費 と突き合わせて、ほぼ同じ金額であるというよ うな確認はするのか。
- ○極端な話だと、内訳書に記載の原価とは、メーカー等から取り寄せた価格ではなく、業者がこのくらいで抑えたいという希望の価格であってもよいのか。

- ○価格の面と技術の面の両方から一定の評価を し、落札者を決定しているので、結果として同 点の場合にはくじ引きで落札決定することとな る。
- ○工事成績が85点以上で満点の6点となる。一方の業者が僅かではあるが工事成績が良かったため企業の施工能力の部分では点数が高かったが、配置予定技術者の評価項目では逆転している。総合評価の型式が技術評価型か実績評価型かで、価格と技術点に対する割合がかなり違っており、実績評価型の場合は同点になることもある。しかし、それは一定の選抜を乗り越えての結果であるため、総合評価の機能としては一定の役割を果たしている。
- ○技術点の配点を極端に高くすると、県内で1番目とか2番目の業者が全て落札してしまうこととなる。全体のバランスを考えて技術的要素の高いものについてのみ、技術点の割合を高くしている。
- ○地域の精通性の項目を設けており、地域内の営業所の有無で加点している。
- ○各業者が積算している金額については、現場条件、本社の位置、資材の調達のしやすさ等を勘案して算出して差がついているだけだと思われる。
- ○偶然,本社が現場に近いということで経費の削減が出来たというような状況の場合もあると思うので、その部分を重要視して、直接的に判断することは難しい。
- ○低入札価格調査をした上で契約した工事については、当初の見積もりと実行予算との差について調査・分析して、必要に応じて指導をしているが、そうでない工事については、比較をしたり分析したりはしていない。
- ○この見積書を作成する際に、下請であるとか資材というものをある程度把握しており、それ故に各社でバラつきがある。希望価格ではなく、それなりの精度はあるはずである。

抽出事案 2 一般国道 191号 道路災害防除工事

意見・質問	回答
-------	----

- ○工事を公告する際に、予定価格を公表している と思うが、人件費や材料部分がいくらかという 情報も出しているのか。
- ○各業者が積み上げた形にはなっているが,結果 として,金額合せになっているというようなこ とはないのか。
- ○価格競争の面では固定化しており、競争が激し く起こるということはないように思える。予定 価格を事前公表していることが、それを誘導し ているような面もあるのではないかと考えられ る。価格面での競争がないのであれば、総合評 価を採用することも考えられるが、そうなると 新規事業者が育たない。今後の入札契約制度で 総合的に検討してもらいたい。

- ○公表している。
- ○当該工事の積算の内訳を全て公開しているわけではなく、積算をする際の基準や単価を公表しており、県の積算を再現することは可能となっている。
- ○品質を確保した上で,競争力のあるものが受注 すること,また一方では将来の担い手確保のために業者の育成も考えなければならないので, 当該委員会の意見も踏まえ,総合的な観点から 継続的な検討をしていく。

【建設産業課長/技術管理担当監 /西部建設事務所安芸太田支所長】

| 抽出事案3 広島市安佐南区大町東2丁目ほか道路標識(反射式)改修工事

意見・質問	回答
○指名の理由の中で総合数値が高い者を選定した とのことであったがリストのようなものはある か。	○指名検討資料の中で総合数値が記載されており、その数値が高い順に並んでおり、それを参考に指名の数を絞っていくこととなる。
○調査基準価格に業者が張り付いているような状況がみられるが、調査基準価格は算出可能なのか。	○予定価格と調査基準価格の算出方法が公表されているので逆算可能である。
○指名競争入札だから,入札価格が同額であれば くじになるのか。	○そうである。
○指名している業者のうち,完工高がそんなに高くない業者が落札者となっているが。	○今回の工事で求める一定の要件を満たしている 業者を指名しており、それらの業者が入札して いるので、最低価格であった上に、同額であれ ばくじで落札者を決定するだけである。
○差は大きくないが、一番低い入札価格の者は3 者あり、くじで最終的に落札者が決定されているが、それより少し上の金額帯でバラつきがあり、その意味では競争があったと判断してよいのか。	○そうである。
○入札結果の中で辞退と記載されている業者と, 指名検討資料の中で平成29年度辞退と記載され ている業者には違いがあるのか。	○年度当初に、指名されることを希望される業者について要件を審査した上でグループ分けしている。指名検討資料の中で辞退と記載されている業者のうち一方は平成29・30年度の県の入札参加資格を認定されておらず、もう一方は技術者が不足しているということで入札参加資格は有しているが、平成29年度の入札については辞退すると意思表示されている。ノウハウは有しており、また年度途中からの参加も可能であることから、リストからは削除していない。
○入札結果で辞退となっている業者については, 指名されることは希望していたが,今回のこの 工事については辞退するということか。	○そうである。
	○ペナルティはない。

抽出事案4 空気調和器ACU-7熱交換器,加湿器,架台更新工事		
意見・質問	回答	
○見積合わせの結果から判断すると,競争原理が 働いた結果として落札率が低かったということ か。	○競争ということではなく、参考見積の段階では 社内の在庫状況などを考慮することなく、いか なる状況の時でも対応可能な金額を提示されて おり、実際に見積合わせをする際には、在庫を 処理する意味でも安価な金額になったのではな いかと推測する。	
○どちらにしても競合する見積提出業者よりも低い金額であったから問題ないのかもしれないし、理由などは明確ではないが、積算段階に提出した見積より低い金額で本見積を提出したということか。	○そのとおりである。	
○図面などから判断すると特殊な部品のように思われるため、在庫の有無によって材料費が安くなり、見積額に影響したとは思えない。メーカー品の修繕なので、製造業者に依頼をしなければならないことも理解出来るが、より汎用性があるものを採用し、適正な価格競争が行われるようにした方がよいのではないか。	○当該機器の純正部品を交換するだけなので、製造業者であれば、結果として安価であったけれども品質には問題ないと考えた。	
○積算段階での参考見積は、当該受注業者のみから提出してもらったのか。	○1者のみである。今回の修繕は材料費のウエイトが大きく、製造業者以外の業者の修繕の方が 金額的に安くなるという可能性が限りなく低かったため、当該業者のみから参考見積書を徴取 した。	
	【県立安芸津病院総務課長】	